

監事監査報告書

令和5年5月25日

学校法人花園学園

理事会 御中

評議員会 御中

学校法人花園学園

監事 佐野 泰典

監事 若山 昌子

私たちは監事は、私立学校法第37条第3項及び学校法人花園学園寄附行為第16条の規定に基づき、学校法人花園学園の令和4年度(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)の業務及び財産の状況並びに理事の業務執行の状況について監査を行いました。

私たちは監査にあたり、理事会、評議員会及び常務理事会に出席し、理事から業務の報告を聴取し、重要決済書類等を閲覧するとともに、会計監査人から会計監査の報告及び説明を受け、計算書類(資金収支計算書、事業活動収支計算書及び貸借対照表)並びに財産目録について確認するなど、必要と思われる監査手続きを実施しました。

監査の結果、学校法人花園学園の業務に関する決定及び執行は適切な手続きを経て行われており、業務若しくは財産又は理事の業務執行に関する不正の行為はなく、かつ、法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めます。また、計算書類等は会計帳簿と合致し、本法人の収支及び財産の状況を適正に表示しているものと認めます。

以上